

労働保険

電子申請体験コーナー

をご利用ください

電子申請体験コーナーでは担当者が手続をご案内します。
お気軽にご利用ください(お電話での簡易相談も可能です)。

場所

◆ 兵庫労働局総務部 労働保険徴収課

神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階

TEL 078-367-0790

◆ 神戸東労働基準監督署

神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階

TEL 078-332-5353

時間

9時30分～17時00分(12時～13時を除く)

☆事前予約制☆

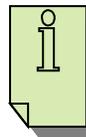
※コーナー開設日は不定期となりますので、必ず事前にお電話でご予約ください。

電子申請を始めてみませんか

職場や自宅に居ながら書類の提出ができます

- ✓ 電子申請とは、職場やご自宅のパソコンからインターネットで電子政府の総合窓口「イーガブ(e-Gov)」へアクセスし、申請手続きを行うことです。
- ✓ 電子申請は24時間受け付けていますので都合の良い時間にいつでも申請することが可能です。(※申請には電子証明書が必要です。)
- ✓ 電子申請が可能なその他の手続きや電子申請の手順等についてはe-Govのホームページで確認していただけます。

URL <https://www.e-gov.go.jp/>



電子申請がご利用いただける主な労働保険関係手続き

こんな時に	提出書類名	様式番号
新規に事業を開始した、初めて保険の対象となる労働者を雇った等により、労働保険に加入する場合	保険関係成立届	様式第1号
暫定任意適用事業の事業所で労働保険への加入申請をする場合	任意加入申請書	様式第1号
建設の事業で数次の請負工事となる場合で、下請負工事を分離して労災保険にかかる手続きを行う場合	下請負人を事業主とする認可申請書	様式第4号
労働保険にかかる事業主が行うべき手続きについて、支店長や営業所長などを代理人として代行させる場合	代理人選任・解任届	様式第19号
事業所名称や所在地など、届け出済みの内容に変更があった場合	名称、所在地等変更届	様式第2号
同一会社内の複数の事業所の労働保険料申告を、いずれか一つの事業所で行おうとする場合(新規の申請)	継続一括認可申請書	様式第5号
継続一括の指定事業に、一括する事業所を追加しようとする場合	継続一括追加申請書	様式第5号
継続一括の指定事業で、一括の対象となっている事業所の全部または一部の取り消しをしようとする場合	継続一括取消申請書	様式第5号
継続一括の指定事業を、一括の対象となっている県内の他の事業所に変更しようとする場合	継続事業一括変更申請書	様式第5号の2
継続一括の認可を受けている事業所で、一括の対象となっている事業所の名称や所在地に変更があった場合	継続被一括事業名称・所在地変更届	様式第5号の2
新規に労働保険に加入した事業所で、当年度の概算保険料の申告を行う場合	概算保険料申告書	様式第6号
事業の拡大等により、当年度の賃金支払見込が年度当初に申告した概算保険料申告書の見込賃金の2倍以上となる場合	増加概算保険料申告書	様式第6号
事業所の廃止等により労働保険料の精算を行う場合	確定保険料申告書	様式第6号
事業を継続している事業所で、労働保険料の年度更新手続きを行う場合	概算・確定保険料申告書	様式第6号
労働保険料・一般拠出金について確定精算した結果、納付済額が過大となったため還付を受けようとする場合	労働保険料還付請求書	様式第8号